

# 徳川家康の起請文

千々和 到

## 1 はじめに

ひとがひとと約束をかわすとき、前近代の日本では、しばしば起請文という文書が作られた。

起請文は、平安時代後半に生まれた文書様式で、その後次第に形式を整え、鎌倉時代後期からは、牛玉宝印という護符を料紙としたものが見られるようになる。そして戦国時代の起請文は、少数の例外をのぞいて、多くは料紙に牛玉宝印を用いる。なにか事情があつて牛玉宝印を利用できないような場合には、なぜ牛玉宝印を翻して起請文を書くことができないのか、その理由を相手にことわることさえあるようになっていく。「法印（宝印）にて可申候へ共、申待人多く候間、白紙にて、明日重てなり共可申候」と、今夜は庚申待で館の中に人々が多くいるのでとりあえず牛玉宝印を用いず、白紙で起請文を書いたと詫び、明日入手の上でまた起請文を書こうということを示唆した武田晴信の起請文などは、その著名な好例である。<sup>(1)</sup> いわば戦国時代以後は、正式の宣誓には牛玉宝印を用いた起請文を作成

しなければならぬ、という慣習法が確立していた、と見るべきなのである。<sup>(2)</sup>

そうした場合、牛玉宝印はこの寺社の発行するものでもよいというわけではなかった。熊野三山のいわゆる「熊野牛玉」を使うことがもつとも一般的だったが、地域やひとによつては、熊野牛玉以外の牛玉宝印を用いることもあった。たとえば東大寺ではすでに鎌倉時代から重要な起請文には「二月堂牛玉宝印」を用いる事が当たり前になっていたし、東寺でも、同様に重要な起請文には「御影堂宝印」を用いることが多かつた。<sup>(3)</sup>さらに薩摩の島津氏をもふくむ多くの九州の戦国大名は、起請文の牛玉宝印に、英彦山の「彦御山宝印」を使用することが多かつた、というのもそうした牛玉宝印選択の例であるといえよう。

また、起請文には、なににの神・仏の罰を受ける、という神文・罰文が必須であることも周知のことであろう。この神文も、単なる決まり文句としてかたづけべきではなく、それを記したひとや受け取る相手によつて、誓いの対象として勸請される神・仏が選ばれること、したがつてそうした神・仏の名の変遷を考察することは、中世の人々の意識の成長のあとをたどる上で重要な史料となる、<sup>(4)</sup>ということは、かつて黒川直則氏によつて指摘され、その指摘の後、いくつかのすぐれた仕事<sup>(4)</sup>がなされている。

そこで本稿では、徳川家康の書いた起請文を取り上げ、その起請文の料紙として選ばれた牛玉宝印と、選択されて記された罰文とを検討することで何が覚えてくるのかについて、資料論の観点から検討を加えてみることにしてみた<sup>(5)</sup>と思う。

## 2 白山瀧宝印とその他の牛玉宝印

本稿でとりあげる徳川家康は、はじめのころ「白山瀧宝印」という牛玉宝印を使用することが通例であった。しかし後に、熊野牛玉を用いるようになる。

### (1) 白山瀧宝印

ここに示した表は、中村孝也氏の「徳川家康文書の研究」などの先行研究に学び、管見にふれた家康の起請文の一覧表である。全部で、三三点を検出した。ちよつと怪しい文書もある一方で、もちろんまだ漏れも多いだろうが、家康の人生における起請文の変化を見る資料とはなしうと思つので、しばらくこの一覧表によつて検討を進めることにする。

まず徳川家康の起請文として現存する最古の起請文は、永禄三年（一五六〇）六月六日の松井左近（忠次）あてのものである（①）、なおこの文書の年次を中村氏は弘治二年にあててゐるが、ここでは「家康の書と遺品」の年次比定に従う）。永禄三年六月といえは、服属させられていた今川義元が織田信長に討ち取られた翌月のことであるが、このときから天正十六年の北条氏あての起請文ではじめて那智瀧宝印が見られるまでの二十八年の間、現存している起請文は後述する一通の例外（⑭）を除いて、残りのすべては、白山瀧宝印を料紙としている。筆者が原本を確認させていただくことのできた六通のほか、まだ原本を確認することができない⑦の江馬泰顕らあて起請文も⑩の天野景貫あて起請文も、先学の指摘を参考にすれば、いずれも白山瀧宝印を用いていたとみなすことができる。<sup>(5)</sup>

そして知られている限りでは、⑯の天正十年のものと推定される北条氏規あての起請文の料紙が、家康の起請文に

## 徳川家康の起請文一覧表

年月日	宛名	神文	血判	牛玉宝印	刊本	備考
①(永禄3)6.6	松井左近	伊豆箱根三島八幡天満	なし	白山瀧 a	徳川図録	亀千代の後見
②(永禄5.4.13)	松井左近	天満	不詳	うつし	家康・上	亀千代無沙汰なく
③(永禄6.10.24)	松平亀千代・左近	八幡天満	なし	白山瀧 b	徳川図録	知行
④(永禄7.4.7)	小笠原左衛門左ほか	八幡富士白山天満	不詳	うつし	新・家康	安塔
⑤(永禄7.5.13)	戸田主殿助(重貞)	富士白山八幡摩利支天	あり	白山瀧 b	町田図録	本知安塔・新知
⑥(永禄7.11.16)	戸田甚平	天満八幡富士白山	なし	白山瀧 a	町田図録	安塔
⑦(永禄9.2.10)	江安(江馬泰顕)ら	伊豆箱根富士白山天満	不詳	白山瀧 b	家康・上	知行
⑧(永禄11.12.12)	菅沼・近藤・鈴木	富士白山	不詳	うつし	家康・上	安塔・扶助
⑨(永禄11.12.26)	瀧段三郎ほか	富士白山八幡	不詳	うつし	家康・上	安塔
⑩(永禄12.4.8)	天野宮内衛門尉	富士白山伊豆箱根三島 愛宕天満	あり*	白山瀧?	家康・上	知行・人質の無事
⑪(永禄12.4.12)	大沢基胤ほか	八幡摩利支天富士白山 愛宕秋葉	あり*	うつし	家康・上	安塔
⑫(元亀元)10.8	上杉(輝虎)	伊豆箱根三島八幡天満	なし	白山瀧 b	新潟県史	盟約
⑬(元亀4.8.20)	奥平美作守ほか	八幡熊野愛宕 富士白山天満	不詳	うつし	家康・上	盟約・亀姫入れ
⑭(天正2)10.28	奥平急加	摩利支天熊野	あり	八幡宮	大分県史	剣法伝授
⑮(天正10.6.12)	和田八郎	伊豆箱根三島 富士白山八幡天満	あり*	うつし	家康・上	向後見放たず
⑯(天正10)9.10	木曾(義昌)	浅間八幡源訪	不詳	うつし	家康・上	向後入魂
⑰(天正10)10.24	美濃守(氏規)	富士白山天満八幡愛宕	あり	白山瀧 a	町田図録	退隠見放たず
⑱(天正14.3.27)	里見(義康)	伊豆箱根三島八幡	なし?	影写本	家康・上	盟約
⑲(天正16.4.15)	金吾(豊臣秀俊)	氏神春日八幡天満	不詳、連署	うつし	新・家康	聚楽第行幸記
⑳(天正16.5.21)	北条左京大夫ほか	伊豆箱根三島八幡天満	不詳	那智瀧	家康・上	上洛要請
㉑(文禄3.5.3)	柳生但馬入道	摩利支天天道	不詳	不詳	家康・中	兵法相伝
㉒(文禄3?)6.3	松岡兵庫助	八幡照監	なし	白紙	新・家康	兵法相伝
㉓(文禄4.7)	(秀吉)	霊社上巻起請文	不詳、連署	うつし	家康・中	隆景・輝元と連署
㉔(慶長3.8.5)	豊臣5奉行	霊社起請文	不詳	うつし	家康・中	秀頼への奉公
㉕(慶長3.8.8)	豊臣5奉行	霊社起請文	不詳	うつし	家康・中	秀頼への奉公
㉖(慶長3.9.3)	5大老5奉行相互	霊社上巻起請文	不詳、連署	うつし	毛利家	前書のみ
㉗(慶長3.9.8)	5大老5奉行相互	霊社上巻起請文	不詳、連署	うつし	家康・中	或いは9.3の神文?
㉘(慶長4.2.5)	4大老5奉行	霊社上巻起請文	あり*	うつし	家康・中	双方入魂
㉙(慶長4)閏3.21	毛利輝元	八幡春日愛宕白山富士	なし	白紙	毛利家	兄弟のごとく
㉚(慶長4.4.2)	薩摩宰相・少将	伊豆箱根三島八幡天満	あり	熊野新宮	島津家	父子に疎略なし
㉛(慶長5.10.10)	安芸中納言ほか	伊豆箱根三島八幡天満	なし	那智瀧	毛利家	防長2国安塔
㉜(慶長7)4.11	(島津)龍伯	八幡	不詳	うつし	島津家	本領安塔
(参考)慶長19.12.24	豊臣秀頼と相互	正八幡宮	あり*	うつし	古事類苑	大坂冬の陣の和睦

注1. 血判の欄の「あり\*」は、原本の所在は知られていないが、写本に「血判」などの注記がある場合。

2. 牛玉宝印の欄の「うつし」には、文書案や編纂物の記事も含む。

3. 刊本の欄は、次の略記。原則として、良好な写真等が掲載されているものを1点示した。

家康・上 = 『徳川家康文書の研究・上』、家康・中 = 『徳川家康文書の研究・中』、新・家康 = 『新修徳川家康文書の研究』、徳川図録 = 徳川美術館図録『家康の書と遺品』、町田図録 = 『町田市立博物館図録「牛玉宝印」』、新潟県史 = 『新潟県史 資料編3』、大分県史 = 『大分県史料9』、毛利家 = 『大日本古文書、毛利家文書』、島津家 = 『大日本古文書、島津家文書』、古事類苑 = 『古事類苑、兵事部』

用いられた白山瀧宝印の最後の例となる。

さて、これらの起請文に用いられている牛玉宝印は、白山の牛玉宝印である。字配りは、

「白山

印

瀧宝」

で、つまり「白山瀧宝印」となる。またおされている朱印は、確認できるものでは、宝珠形のものである。

かつて相田二郎氏は、白山牛玉宝印について「白山権現宝印」と記されたものとこの家康のものなどの「白山瀧宝印」と記されたものとの二種の牛玉宝印を示し、それらがともに加賀白山のもので、形状の違いは南北朝期と戦国期の時期の差であろうとされた。<sup>(6)</sup>

だが、それは厳密に言えば正しくない。白山は加賀・越前・美濃の三ヶ国それぞれからの登り口は馬場とよばれる。下出積與氏によれば、全国の靈山で、そのうち加賀・越前・美濃の三ヶ国それぞれからの登り口は馬場とよばれる。下出積與氏によれば、全国の白山社が加賀の白山といわれる白山比咩神社を本社とする形が一般的になるのは、明治政府の方針によって徐々に醸成されてきたもので、近々一世紀ほど前からのことにすぎず、それまでは越前馬場の平泉寺・白山中宮と美濃馬場の長瀧寺・白山本地中宮の三社は同等の地位を保っていたのだという。<sup>(7)</sup>とすれば、この牛玉宝印の「瀧」という文字に注目し、さらに「白山瀧宝印」の初見資料とされる天文十三年八月四日の竹本坊良広起請文が長瀧寺文書中にあるという相田氏の指摘などを考えあわせ、<sup>(8)</sup>この家康の用いた牛玉宝印は、加賀白山のものではなくて、美濃馬場長瀧寺の牛玉宝印だと結論づけるべきである。

ところで、家康の起請文に見える白山瀧宝印は、その形状から大きく二つに分類することができる。分類に際して

指標となる形状の違いは次の2点である。一つは「山」の字の一画目の中央縦線の左側への突起が、下端部にある(ハネ)か、または中央部にある(折れ)かである。いま一つは、「宝」の字に注目できる。宝の字が全体として縦長の長方形かそれとも逆三角形の形でその中央に宝珠を配するか、である。

この二つの点に注目して分類すると、

a型 Ⅱ 「山」の字の左側への突起が下端部にあり(ハネ)、「宝」の字が縦長の長方形(図2)。

b型 Ⅱ 「山」の字の左側への突起が中央部にあり(折れ)、「宝」の字が逆三角形でその中央に宝珠を配する(図1)となる。そしてこの分類を用いると、a型は①⑥⑭となり、b型は③⑤⑫となる。家康の起請文以外で、今川家の山田景隆らが松平忠茂に与えた天文二十年の起請文や富樫伊勢守が冷泉家に出した永禄八年の歌道入門誓紙が、いずれもb型であることや、逆に現存する名古屋市・願成寺所蔵白山瀧宝印版木(天正十一年銘)<sup>(11)</sup>や愛知県額田町・桜井寺所蔵版木(図3)<sup>(12)</sup>がいずれもa型であることを念頭におくと、b型が古く、a型が新しいというように時系列にあてはめて、ある時期に改版されたと解することもできそうだが、これだけを根拠に、この時系列に合致しない①と⑥とを直ちに疑うわけにはいかない。ここでは、むしろ家康に牛玉宝印をもたらす白山の先達に二つの系統があったと、とりあえずは理解しておくが、⑬はあるいは少し早すぎる牛玉宝印の使用例かもしれないことを、指摘しておきたい。

## (2) 八幡宮牛玉宝印(図5)

奥平貞能の一族である奥平急加(久賀斎)から奥山流剣法の伝授を受けるにあたって差し入れた起請文(⑭)に用いられている料紙が、この八幡宮牛玉宝印である。<sup>(14)</sup>この起請文は、はじめに「起請文之事」と記したあと、いきなり「梵天大(帝)釈四大天王」で始まる異例なものであるが、料紙の牛玉宝印も、今のところ他に例を知らない。もち

ろん、家康の起請文では単独の使用例である。

牛玉宝印の字配りは、

「牛玉

八幡宮

宝印」

となる。中央の行の「八幡宮」が読みにくいのが、中央上部に「八」があり、下部に「宮」があることはすぐわかる。「幡」の字はまるで判じもののようなだが、左に「巾」があり、上に「米」、「八幡宮」の行全体を覆うように「田」があると解すれば、何とか「八幡宮牛玉宝印」と読むことができよう。こうした「田」の使い方は、上杉家文書に類似の例を認めることができる。それは大永八年の山吉政久起請文の料紙(図6)で、ここでは「田」が「幡宮」の二字を覆うように書かれている。<sup>(15)</sup>

ただ、原本を拝見する機会を得ていないので、写真では薄い朱印をはっきりと読み取ることは困難であるし、また、「八幡宮」と読めたとしても、それがどこの八幡宮であるのかは不明とするしかない。いずれにせよ、この起請文の牛玉宝印は、珍しいものではあるが、今のところ、家康の剣法伝授に伴う孤立例として処理しておくべきであろう。

### (3) 熊野牛玉

熊野牛玉は、本宮・新宮・那智の紀伊熊野三社とその御師などによって配布される牛玉宝印である。牛玉宝印の中でもっとも多く起請文に用いられたもので、戦国時代以降にはその字をカラスと宝珠とで書くことから、「烏点宝珠」の牛玉宝印の意味で、「烏牛玉」などともよばれている。本宮と新宮のものは、形状はやや異なるが、その字配りは

共通していて、

「熊野

印

山宝」

となる。一方、那智のものは、

「那智

印

瀧宝」

という字配りである。東国の諸大名の間で用いられた牛玉宝印は、圧倒的に那智瀧宝印が多いのだが、<sup>(16)</sup>家康の起請文では、今のところ新宮のものと那智のものとが確認できる。

実は⑧の天正十四年三月の里見義康あての起請文も、熊野牛玉である可能性が高いと思われるが、この文書は原本の所在を確認できず、また文面にもいくつかの問題があるのでここではそれをおいておくとする<sup>(17)</sup>、他はいずれも徳川家康が豊臣秀吉に臣従した天正十四年十月の上洛以降のものとなることに気がつく。そして、家康の使用した熊野牛玉は、現存するもので確実な初見資料は⑩の北条氏政と氏直とにあてた起請文である。これは現在島根県の鰐淵寺に所蔵されているもので、料紙として那智瀧宝印を二紙貼り継いでいる。<sup>(18)</sup>文面は次のようである。

「 敬白 起請文

一 其方御父子之儀、於 殿下

御前、悪様申なし、佞人之  
覚悟を構へ、御分国中毛頭  
不相望事、

一 今月中、以兄弟衆、京都へ  
御礼可被申上事、

一出仕之儀、於無納得者、家康娘  
可返給事、

右条々、存曲折、令違犯者、

梵天・帝釈・四大天王、惣日本国

中六十余州大小神祇、別伊豆・

箱根両所権現、三島大明神、

八幡大菩薩、天満大自在天神、

部類眷属神罰・冥罰可罷

蒙者也、仍起請文如件、

天正十六年

五月廿一日 家康（花押）

北条左京大夫殿

北条相模守殿

徳川家康の起請文（千々和）

○以上、第一紙

よく知られているように、この文書は天正十六年四月の聚楽第行幸に際して、北条氏政・氏直父子が上洛しなかつたため、豊臣秀吉の意を受けた家康が、娘むこの氏直とその父氏政とに対して、氏政の兄弟の誰かを直ちに上洛させるように求めたものである。

ただ、内容を見ると、いささかの不自然さがあることに気がつく。第一条の家康が北条の分国を望まない、との文言はよいのだが、第二条は「兄弟衆を京都に参上させよ」、そして第三条は「上洛がないのであれば、氏直の妻である家康の娘を返すべし」となっている。通常の起請文が、相手に対して自分の側からの約束をし、反した場合は神・仏の罰を受ける旨誓約するものであることを考えると、このようないわば要求を相手につきつけるための文書に起請文が用いられるというのは不思議である。この起請文に反した場合、いったい誰に、罰はあたるのであろうか。そのように考えると、この起請文は、家康が北条氏に対して誓約するという性質の文書であるよりも、北条氏に対して要求する文書の形を借りて、実際には、秀吉の命令に家康が服従を誓った文書でもありとみなすべきであろう。家康がこの起請文を示す相手は、むしろ秀吉だったのではないかと言っては、言いすぎだろうか。

これを初見として、熊野牛玉を用いた家康の起請文は、いずれも徳川家康が豊臣秀吉に臣従したあとのものばかりである。しかも、一覽表で明らかのように、その時期に、従来の白山瀧宝印の使用は確認することができない。

つまり家康の場合、豊臣秀吉に従ったあとは、料紙をはつきりと熊野牛玉に切り替えるのであり、それが豊臣大名の一員になったことの意識的な表明であったと解することができよう。そうするとそれまでの家康の牛玉宝印の使用も、無意識に手近なものを利用したということではできない。そこでも何らかの意識的な選択がなされたと考えられるべきなのである。

では秀吉に従う前の家康は、なぜ他の戦国大名のように熊野牛玉を用いず、この白山瀧宝印を用いたのであろうか。

また彼は、どこからこの牛玉宝印を入手したのだろうか。

実は今川氏の時代から、三河では白山先達職をめぐって、額田町の桜井寺と豊川市の財賀寺との間で争論が起きている。<sup>(19)</sup>そして永禄八年になって、家康によって最終的に桜井寺に安堵されている。こうした経緯からすれば、中世末の三河では、白山の信仰が盛んだったと考えられ、また家康や彼の家臣の元には、桜井寺や財賀寺などから毎年正月の折袴の札として、白山瀧宝印が届けられていたと考えて間違いない。これが彼らの起請文に用いられた牛玉宝印なのである。

そして、牛玉宝印が授与されたひとや地域の安全と延命とを保障する護符であることを想起すれば<sup>(20)</sup>三河・遠江の戦国大名であったときの家康の牛玉宝印の選択の基準は、どの牛玉宝印が三河・遠江の平和と安穏とを保障してくれる牛玉宝印であるか、という一点にあったに違いはないといえようか。

### 3 「富士・白山」の神文と「霊社上巻起請文」と

徳川家康の書いた起請文の神文は、「富士・白山」を勧請したものと、「霊社上巻起請文」と、「伊豆・箱根・三島・八幡・天満」の五社の神を勧請したものの三つにわかれる。そしてそれは、家康の置かれた状況や相手の立場と、対応している。

## (1) 神文の分類

徳川家康の起請文に見られる神仏名については、すでに平野明夫氏の分析がある。<sup>(21)</sup>氏は起請文に見える神仏名を、ひとつづつ分解して、その神仏名をあげる起請文が何通あるかを調べるところから出発している。そして、八幡、天満天神、富士と白山、伊豆と箱根などが多いこと、富士・白山などは天正十年以前に集中し、「霊社上巻起請文は文禄四年から慶長四年の間に限定され豊臣政権との係わりで見られる」とされている。氏の分析は、短い文章だが、要を得ており、付け加えることもほとんどないかに感じられる。ただ、結論はあまり大きくは変わらないにしても、分析方法を変えることで、いささかの新知見を得ることはできるのではないか。

先ほどの一覧表の「神文」の欄を見ていただきたい。これは、徳川家康の起請文の神文・罰文のあらわれる神仏名のうち、最初の部分に現れる「梵天・帝釈・四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇」といった部分を飛ばして、その後の「別しては」「殊には」以下の部分に注目し、さらに、ひとつづつ分解した神仏名ではなく、「神仏名のセット」を抜き出してみたものである。

すると、家康の起請文に用いられる神仏名は、大きく次のような三つにわけられることが分かる。

a 「富士・白山」を含むもの

b 霊社(上巻)起請文

c 「伊豆・箱根・三島・八幡・天満」の五社の神名のもの

以下、この三つの分類にしたがって見てみよう。

a 「富士・白山」を含むもの

永祿七年の小笠原広重らや戸田重貞への起請文からあと、全部で十二通の起請文に見られる。しかも平野氏が指摘しているように、天正十年以前のものがほとんどで、唯一の例外が、ずっとくだつて慶長四年の毛利輝元あての起請文である。

永祿七年という年は、よく知られるように、西三河をおさえた徳川家康が、さらに東三河へと進出をはじめた年である。その年に、これから後の家康の起請文の代表的な神文が定式化されたというのは、おそらく意味のないことではあるまい。

この罰文の起請文の発給された相手を見ると、毛利輝元と北条氏規の二人を除けば、江馬、菅沼、鶴殿、天野、大沢、奥平、和田と、今川家や武田家などの他家に仕えていた者が家康に臣従するに際して、本知を安堵したり、新知を与えたりすることを約束したもので、本能寺の変のときに伊賀越えを助けた和田八郎に渡した起請文を除けば、他はすべて元龜四年までの範圍におさまっている。

言い換えれば、「富士・白山」を神文に含む起請文は、家康にとつて典型的な起請文ではあるが、それは彼が戦国大名としての地歩を固めるまでのことで、家康が三河・遠江を支配する大名となったあとには、よほどのことがない限り、自ら発給することのない起請文だったと言えるだろう。<sup>(22)</sup>

例外の二例は、個人的な親しさを示した起請文である。幼時から親しかつた北条氏規にあてた起請文については後述することにして、ここで毛利輝元にあてた慶長四年閏三月の起請文について見ておきたい。

この起請文は血判がなく、料紙も牛玉宝印を用いず、白紙で、また神文も白山・富士の順序が通常のことであることなど、様式は異例なものである。しかし内容的には家康が「兄弟のごとく」と約し、輝元が「父兄の思いをなす」と

約したものがセットで残されており、いわば親族同様の親しさを強調したものと見て特に疑うべき点はない。とすれば異例な起請文が作成された理由は、この月に前田利家が死に、これ以降は次節に見るような靈社上巻起請文が作られることはなくなったが、まだ以前に靈社上巻起請文で誓約された「傍輩と誓紙を一切取り交わすべからず」という豊臣大名としての誓約条項に対して若干の配慮があったためと考えられよう。そうだとすれば、この「私的な関係」を強調した起請文こそが、次の段階への跳躍台としての役割をはたしたものと評価することができる。なぜなら、翌四月の島津義弘・忠恒あてのものでは、熊野新宮の牛玉宝印を用い、血判もすえるなど、堂々とした起請文が作成され、また四月五日には伊達政宗から家康の側近にあてて起請文が提出されるなど、関ヶ原合戦に向けた新しい動きがはじまっているからである。

#### b 靈社（上巻）起請文

靈社上巻起請文または靈社起請文とは、誓約事項を書いた起請文前書きの末尾に「もし偽りを申すときは、この靈社上巻起請文の罰を蒙る」旨を記し、署判をして一旦完結させ、別紙に長い神文（罰文）を書く様式の起請文のことである。<sup>(23)</sup>家康のさしだした起請文では、いずれも熊野の牛玉宝印を使用している。また近江の起請文には永禄年間から見えるが、<sup>(24)</sup>平野氏がすでに指摘しているように、家康のさしだした起請文では、文禄四年から慶長四年の間に限定して現れており、豊臣政権とのかかわりでもとらえるべきものであることは疑いがない。というより、慶長五年七月、関ヶ原の合戦を前にして石田三成らが諸大名に送った家康を弾劾する十三箇条の文書中に、繰り返し「上巻誓紙の誓を違え」たことが家康の罪としてあげられていることから推測できるように、<sup>(25)</sup>この形式の起請文は、豊臣政権のもので使用される公式の起請文と言うべきものであろう。

とはいえ、この様式の起請文は豊臣政権の全期間にあらわれているわけではないようである。たとえば天正十六年の聚楽第行幸の際も、天正十七年に大坂中島の寺内町が秀吉から勘気を蒙った者を抱えた罪で譴責され、頭如以下が起請文を書かされたときも、このような様式の起請文ではなかった。<sup>(26)</sup>やはり、政権の末期、もつといえれば関白秀次が追放され自害に追い込まれたときと、秀吉の死の前後とに、特別に用いられた様式と言うべきである。<sup>(27)</sup>

なお、一覽表にある起請文のうち、<sup>(27)</sup>の文書は、あるいは<sup>(26)</sup>とセットとみなすべきかもしれない。というのは、霊社上巻起請文では、<sup>(26)</sup>のような前書きと、<sup>(27)</sup>のような罰文だけのもの（これが本来の霊社上巻起請文）とがセットになつてはじめて意味を持つからである。三日と八日の日の違いは、別の文書が相次いで作られたとするよりは、文案の作成と署判の日の違いと理解したほうがよさそうである。そのように考えれば、中村孝也氏の言うような「前書の部分が欠けているので、起請文としての意味は失われ・・・本来この大起請文自身も不審のもの」という疑問は、その限りでは氷解することになる。

c. 「伊豆・箱根・三島・八幡・天満」の五社の神名のもの

この様式は、<sup>(1)</sup>、<sup>(12)</sup>、<sup>(20)</sup>、<sup>(30)</sup>、<sup>(31)</sup>の五通に用いられている。これらの多くに共通することは、上杉、北条、島津、毛利といった他の大名との間で取り交わしたもので、いわば外交文書としての起請文だということである。ただし、<sup>(1)</sup>はそれに該当しない。

そうした外交文書には、自分の領域の神仏の名よりも、普遍的な信仰に裏打ちされた神仏、ことに、この五社のように、貞永式目の起請文に勧請された神々を勧請することがふさわしいであろう。以後、江戸幕府の役職就任時に提出する起請文も、この神々を勧請することに定まっていくが、家康の起請文における選択がその定式化の端緒だった

ことは疑いない。

だが、それが正しいとすると、①の松井左近あて起請文は、やはりいささか早すぎはしないだろうか。もとより、定式化の前の雑多な罰文の一種と考えることもできなくはないが、前述した白山瀧宝印の様式とあわせて考えると、この文書は、慎重に検討する余地があると言えるかもしれない。この点、後考にまちたい。

## (2) 起請文様式の時期的変化

以上いくつもあとに課題を残してしまった思いはあるが、これまでに家康の起請文にみえる神文と用いられた牛玉宝印とを分析、検討したことをまとめて各時期における家康の起請文の変化を指摘すると、おおよそ次のようになる。

a 罰文と牛玉宝印とを検討すると、家康の起請文の様式の最大の画期は、天正十年(一五八二)頃となる。この時からあと、家康は領国内で目下のものに起請文を発給することはない。

b 前半期のうちの画期は二つある。第一の画期は永祿七年(一五六四)である。この時以降家康は、罰文に意識的に「富士・白山」を勧請するようになる。

c 第二の画期は、元龜四年(天正元年、一五七三)である。この時期以降家康は、領域内の家臣に所領の安堵などに関して起請文を発給することがなくなる。

d 後半期のうちの画期は、慶長四年(一五九九)閏三月である。この月、前田利家が死に、以後靈社上巻起請文は二度と作成されないようになるとともに、以後の江戸幕府の起請文の様式へと、定式化していくと考えられる。<sup>(28)</sup>

ところで、家康文書をその発給文書のうちに占める印判状と判物の割合の対比から分析された山室恭子氏は、家康文書を四つの時期に分けられた。<sup>(29)</sup>すなわち、発給文書のほとんどが判物であったⅠ期（永禄十一年まで）、印判状が部分的に進出したⅡ期（天正九年まで）、印判状が本格的に進出するⅢ期（慶長五年まで）、ほとんど印判状化するⅣ期（元和二年の死まで）となる。そして起請文は、Ⅰ期に多く、その後比率がどんどん減ってⅣ期にはゼロになると指摘されている。

この指摘と、今回起請文の分析から得られた画期とを比較してみると、Ⅰ期の時期を除いては、あまり大きな差異がないことに気がつく。つまり山室氏の分析は、その後半の時期については起請文の分析からもほぼ支持できるといえよう。

ただ山室氏の言うⅠ期のうちに、起請文では明瞭な画期が存在することは、すでに述べた通りである。その画期である永禄七年は、周知のように前年に蜂起した一向一揆を制圧して西三河を平定し、この年の五月からまだ今川氏の勢力が残る東三河に本格的に進出しはじめた年であった。そのような年に起請文のはっきりとした画期が見えるということは、起請文の形式がその発給者の置かれた立場や意識に、鮮明に規定される、ということを示しているといえよう。

#### 4 おわりに 文書の履歴書

こうして作成された家康の起請文は、やがて彼が天下人になり、また彼の子孫が代々将軍となった後には神君とし

てあがめられるようになったがために、ほかの誰々の起請文とは、明らかに異なる扱いを受けるようになる。さらには、作成当時の意味づけとは違う意味を持たされて、時間を越えて生きていくようになる。

たとえば⑩の起請文は関ヶ原の合戦のあとに、毛利輝元と秀就の父子にあてて発給された起請文である。この起請文には血判がないので、この起請文がたしかに家康のものであることを保証し、同じく那智瀧宝印を料紙にした井伊直政の血判起請文が添えられていたことはよく知られている。<sup>(30)</sup> 山本博文氏によれば、慶安四年に秀就が死去したとき、これら二通の起請文は、いそいで江戸へと取り寄せられたという。<sup>(31)</sup> それが毛利家の存続を保証したものだつたからであることは言うまでもなく、いわばこの権現様の起請文は、「古文書」となることなく、毛利家の「存在証明文書」<sup>(32)</sup>として「現用文書」の機能を持ち続けたわけである。

そうしたことは、⑬の文書では一層鮮明に理解できる。⑬は、次のような文面の文書である(図4)。

「きせう文之事

何事においても、氏のり御しん

たいのき、みはなし申候間敷

候事

右、此むねそむくにおゐては、

日本国中大小の神、ふし、白山、

天満天神、八満大ほさつ、あたこ

の御はんとこむり、来せにては、一

こ申ねんふつむになり可申候

者也、仍如件、

三河守

十月廿四日 家康（血判・花押）

みのかみ殿

参

これは、現在神奈川県立歴史博物館の所蔵にかかる文書で、白山瀧宝印を用い、家康が後北条氏一族のひとり、北条氏規に与えた起請文である。年次を欠いているが、家康が三河守を名乗り、氏規が美濃守を名乗っていることから、二人の成人後で、天正十四年十月四日に家康が従三位権中納言に昇進する以前の文書ということになる。北条氏規は天正五年の後半ころから美濃守を名乗るから、この文書の成立は、天正五年から天正十三年の間となる。そして、十月二十四日という日付からすれば、かつて相田二郎氏が推定されたように、天正十年の文書とするのがもつとも適当であろう。<sup>34</sup>

この年、春に甲斐の武田氏を滅ぼした直後に今度は織田信長が本能寺で横死したために、武田の旧領はいわば空白地帯となった。これをねらって、北から上杉、東から北条、南から徳川の軍勢がはいりこんでいった。そして、北条と徳川の軍勢は甲府の北西の若御子で厳しく対峙するが、このとき氏規が北条側の使者となって交渉がなされ、十月二十八日に和議が最終的に整い、武田旧領の分割と家康息女の北条氏直への嫁入りが合意されるのである。氏規が使者になったのは、少年の頃家康とともに駿府で人質生活を送っていて、幼なじみだったからだというが、この和議に

際して家康が使者となつた氏規の勞をねぎらい、血判をすえて与えた起請文がこれだったのである。

ところで、この氏規あて起請文は、しばしば天正十八年の小田原落城のときのものと誤認される。それはこの文書が伝来の過程でそのように伝えられてきたからにはかならない。

つまり「寛政重修諸家譜」の北条氏規の項には、小田原落城までの韭山城における氏規の活躍と(A)、家康の勧めや氏政父子の自筆の書をもらつた上での韭山開城(B)と兄の氏政・氏輝の切腹について述べた(C)あと、「のち氏直にしたがひ高野山におもむく。十月二十四日御誓書を下さる」(D)とある。そしてそれに続いて、このような起請文を家康が与えた理由について、「これ氏規いとけなうして駿府にあり、東照宮も彼地におはします。氏規まめやかにつかへたてまつりし御したしみによりてなり」(E)と記す。明らかにこの「御誓書」は、この起請文をさしているし、文脈からすれば、この起請文が小田原落城後に氏規の身の安泰を家康が保障したものとされていることが理解されよう。

だが、「寛政重修諸家譜」より古い「寛永諸家系図伝」を見ると、この「御誓書」については「大権現御弱年の時、氏規駿河にありて御芳恩をかうふるあまりに、大権現の御誓書を頂戴す」とのみあつて、これが小田原落城のときのものとは言っていない。

これをもう少し詳しく検討してみよう。「寛永諸家系図伝」では、今の文章の後ろに続けて、「天正十八年、氏規韭山の城をまもる」と見え、さらに「小田原敗走するにをよびて、氏政・氏直の自筆の書を得てのちに降す」と書く。ここでは、「御誓書」をもらつたのは、小田原攻めより以前のことだったことを示していることは明らかだろう。要するに、全体の文脈は、「寛政重修諸家譜」では(A)↓(B)↓(C)↓(D)↓(E)の順で記述されているのだが、より古い「寛永諸家系図伝」では(E)↓(D)↓(A)↓(B)の順で構成されていたのである。

とすれば、「寛政重修諸家譜」は、ひとつづつの情報をみれば、「寛永諸家系図伝」にほとんど新しい情報を付け加えたわけではないのだけれど、また文書そのものを改竄することもないのだけれど、このように文章の構成を逆転させることによって、この「御誓書」の有する意味を全く別のものに作り替えた、ということになる。このようにみれば、明らかに寛永から寛政までの間に、この起請文をめぐる伝承には、決定的な味付けがなされた、ということになるうか。

なぜそのような味付けが必要だったかといえ、氏規の受け取った起請文が天正十年のものであれば、その後に来きた家康と北条家との手切れと小田原落城によって、この起請文は貴重ではあっても、「古文書」となってしまうからであろう。この起請文を「古文書」ではなく「現用文書」として生かし続けるためには、この起請文は是非とも天正十八年のものでなければならなかったのである。

北条氏が豊臣秀吉に滅ばされたとき、氏規は蕨山城主として勇戦する。そして、高野山で謹慎した後、許されて河内狭小藩主となり、氏直の没後に宗家が断絶したあとも、この家は明治維新まで存続し続けるのである。味付けされたこの起請文が、家の存続にいかほどの力を発揮したと考えることは、あながち無理な考えとはいえないであろう。<sup>(35)</sup>

## 注

(1) 東京大学史料編纂所蔵、春日源助あて武田晴信起請文

(七月五日)。以前、拙稿「祈りと誓いの形木・牛玉宝印」

〔中世資料論の現在と課題〕一九九五年)でもこの文書

に触れたが、山室恭子氏のご教示により、「大日本史料

第十編十五」天正元年四月十二日条(一九七五年)や滝

川政次郎氏「牛玉誓紙」(「熊野」一九五七年)などに依

拠した読みを修正し、このように解釈した。

(2) 滝川政次郎氏、注1論文。

(3) 拙稿「東大寺文書にみえる牛玉宝印」(南都仏教三九、一

- 九七七年)、黒川直則氏「東寺の起請文と牛玉宝印」(京都府立総合資料館紀要八、一九八〇年)
- (4) 黒川直則氏「起請の詞」(日本史研究二一九、一九七二年)、福島金治氏「戦国大名島津氏の領国形成」(二九八八年)、新田一郎氏「虚言ヲ仰ラル、神」(列島の文化史六、一九八九年)など。
- (5) ⑦については相田二郎氏「起請文の料紙牛玉宝印について」(史学雜誌五一—四七、一九四〇年、後に「相田二郎著作集」二、一九七六年に所収)の指摘にしたがい、東大史料編纂所所蔵「台紙付写真」で検討した結果、白山瀧宝印が用いられており、鮮明な写真でないので断言できないが、「山」の字体はb型に近いことを確認した。一方、⑩については中村孝也氏「徳川家康文書の研究上」(一九八〇年)が、「白山牛玉宝印」を使用している旨、記述している。
- (6) 相田二郎氏、注5論文。
- (7) 下出積與氏「神社分布の歴史的性格——白山神社を中心として——」(日本古代の国家と宗教 上)一九八〇年)。  
なお、この文献については、榎英一氏の貴重なご教示をいただいた。
- (8) 相田二郎氏、注5論文。
- (9) 「静岡県史 資料編7」(二九九四年)二〇八〇号文書。ただし、これには「白山牛玉宝印」とあるが、掲載写真で見ると、「白山瀧宝印」である。
- (10) 冷泉家時雨亭文庫「冷泉家古文書」(一九九三年)二〇〇号文書。
- (11) 町田市立博物館「牛玉宝印」(一九九一年)。
- (12) ご住職のご好意で、倉橋真司氏らと一九九五年に実地調査させていただいた。
- (13) 後述するように、三河では白山先達職をめぐって、今川氏が支配していた時代から、桜井寺と豊川市の財賀寺との間で争論が行われていたことなどからすると、二系列の牛玉宝印があることは、その限りでは必ずしも不自然ではない。
- (14) この起請文は、「大日本史料 第十二編二十四」(一九二三年)や「大分県史料9」(一九五六年)に図版とともに掲載されているが、どこの神社の牛玉宝印なのかについての注記はない。
- (15) 「新潟県史 資料編3」(一九八二年)二三八号文書。  
たとえば長野県上田市の生島尾島神社には、永禄九年・
- (16)

十年の武田氏の武将たちの起請文が八三通残されているが、ほとんどは「那智瀧宝印」を使用し、一通のみ、「神蔵牛玉宝印」を用いている。ただし、この「神蔵牛玉宝印」は、熊野新宮撰社の神倉社の発行と考えられるので、結局、ここでは八三通すべてが熊野の牛玉宝印であることとなる（拙稿「神蔵牛玉宝印について」(千曲六九、一九九一年)。

- (17) 東京大学史料編纂所蔵影写本「豊後 羽柴文書」によれば、この起請文の第一紙(起請文前書)は料紙の縦三一、八センチメートル、第二紙(神文)の料紙の縦二二、五センチメートルである。起請文の第一紙と第二紙との縦の大きさのこのような違いは、通例では第一紙が普通の料紙で第二紙が牛玉宝印である場合が多いが、この頃の白山瀧宝印は、縦二七センチメートル以上あるので、これは白山瀧宝印とは考えられない。おそらく、この大きさであれば、那智瀧宝印などの熊野牛玉であるうが、不詳とするしかない。しかし、天正十四年の干支は丙戌であるのに、この文書には「天正十四年戊子」と天正十六年の干支が書かれているなど、不自然なところがある。
- (18) この文書は、近代に鰯淵寺に納められたといわれ、それ

徳川家康の起請文(千々和)

以前の伝来は不詳である(村田正志氏「鰯淵寺文書の概要」『島根県古文書緊急調査総合目録』一九七五年、による)。

(19) 「新編岡崎市史 中世2」(一九八九年)。

(20) 拙稿「書牛玉」と「白紙牛玉」(「中世をひろげる」一九九一年)。

(21) 平野明夫氏「徳川家康起請文にみえる神仏名」(雲母、五、一九九一年)。

(22) たとえば、天正十年の武田氏滅亡後、多くの武田旧臣が家康の家臣となるが、そのときは新たに家臣になったものからは起請文(天正壬午甲信諸士起請文)を徴収するが、家康の側からの発給は認められない。なお、この起請文については、柴辻俊六氏「天正壬午甲信諸士起請文の考察」(古文書研究 三、一九七〇年)を参照のこと。

(23) 拙稿「中世民衆の意識と思想」(二探 4、一九八一年)。

(24) 神田千里氏「一向一揆と其宗信仰」(一九九一年)、なお、すでに拙稿「誓約の場」の再発見(日本歴史四二二、一九八三年)でも元亀年間の近江の靈社起請文について論じている。

(25) 慶長五年七月十七日、「内府ちかひの条々」(中村孝也氏前掲書)。

- (26) 『大日本古記録 言経卿記 三』 天正十七年三月十四日条 (一九六二年)。なお、この記事については、鍛代敏雄氏「撰津中島本願寺寺内町考」(地方史研究二〇六、一九八七年)に言及がある。このとき、顕如・教如ら、一家衆・下間衆・諸侍、町人衆らの三つの層で異なる神文により起請文提出が行われたが、いずれの層にも、靈社上巻起請文または靈社起請文の提出は求められていない。
- (27) この時期の豊臣政権内部の起請文提出については、本稿とは異なる視点で、阿部勝則氏「豊臣政権の権力構造」(武田氏研究一〇、一九九三年)に種々の指摘があり、貴重である。
- (28) 靈社上巻起請文は、江戸時代になっても島津家では公式の起請文として作成される。だが、他家での例は、いまのところ知らない。
- (29) 山室恭子氏「中世のなかに生まれた近世」(一九九一年)。
- (30) この起請文より一か月足らず前の九月十四日の吉川広家・福原広俊あて井伊直政・本多忠勝連署起請文では、白山瀧宝印が用いられている。とすれば、関ヶ原の合戦以後、家康の側近たちも熊野牛玉を用いるようになったと考えられるだろう。
- (31) 山本博文氏「江戸お留守居役の日記」(一九九一年)。
- (32) 近世の「存在証明文書」の概念については、渡辺浩一氏にご教示をいただいた。なお、渡辺氏「近世都市における宝蔵と文書「管理」」(史料館紀要二八、一九九七年)を参照のこと。
- (33) 黒田基樹氏「北条氏規の三浦郡支配の成立」(戦国大名北条氏の領国支配)(一九九五年)。
- (34) 相田二郎氏、注5論文。
- (35) 本章の一部は、拙稿「家康の起請文について」(戦国史研究二九、一九九五年)と重複するところがある。前稿は二頁のみの限定された紙数だったため、論拠をまったく示すことができなかつたので、あらためて全面的に論じなおしたものである。なお、史料の収集にあたって、安藤正人・遠藤基郎・小林靖・高木昭作・高橋敏子・滝川恒昭・鳥居和郎・畠山豊・平野明夫・本郷和人・矢部健太郎氏ら諸氏にご援助、ご教示をいただいた。ここに謝意を表す。

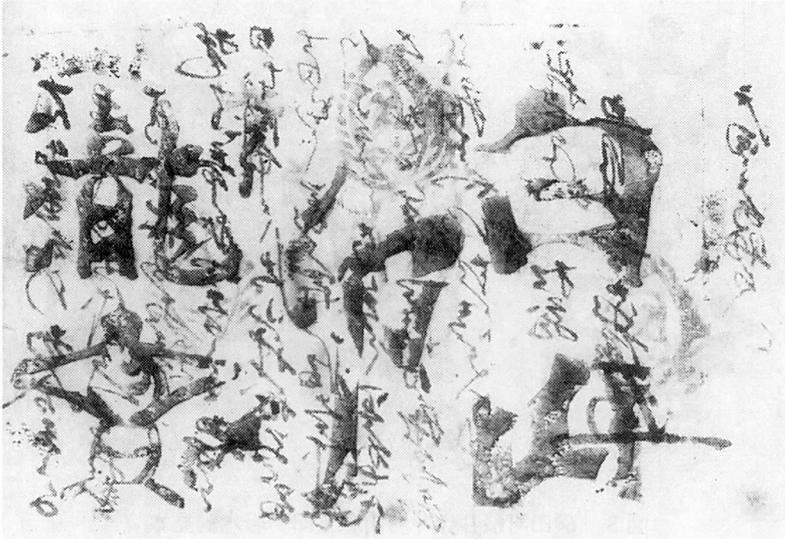


図1 永禄7年5月13日松平家康起請文（b型の例）  
〔『牛玉宝印』より。名古屋市博物館現蔵〕

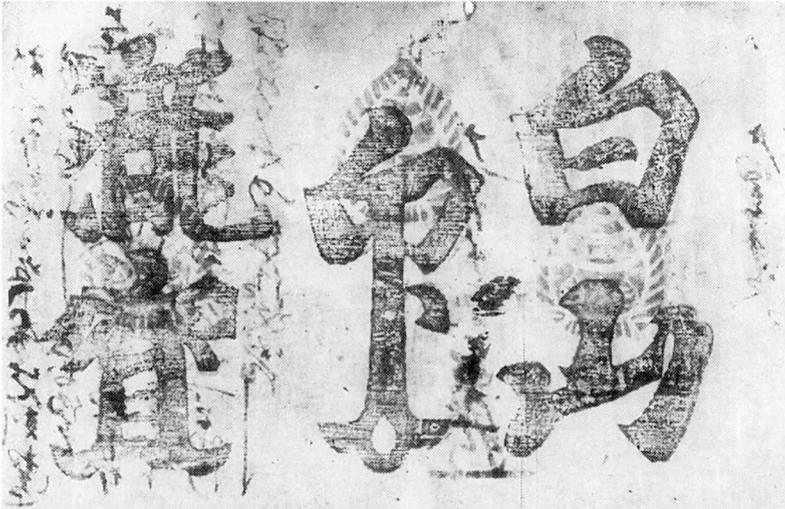


図2 永禄7年11月16日松平家康起請文（a型の例）  
〔『牛玉宝印』より。名古屋市博物館現蔵〕

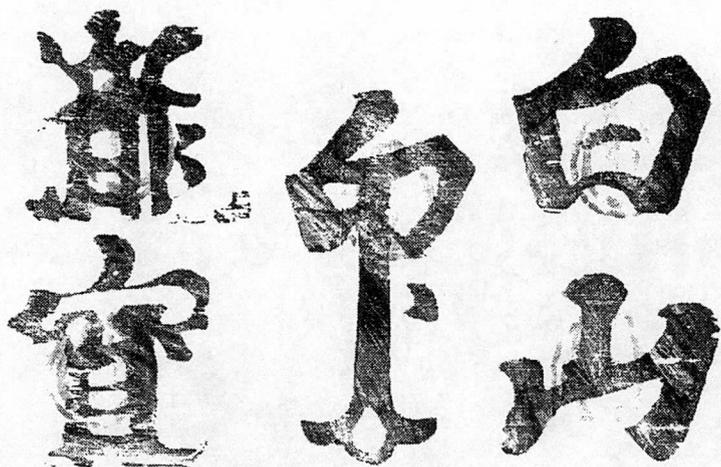


図3 額田町桜井寺「白山瀧宝印」版木刷見本

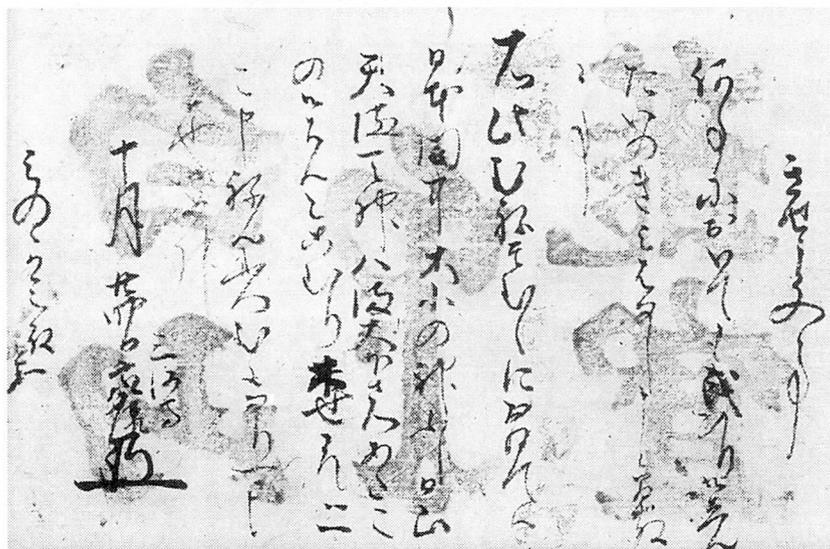


図4 (天正10年) 10月24日徳川家康起請文  
〔牛玉宝印〕より。神奈川県立歴史博物館現蔵)

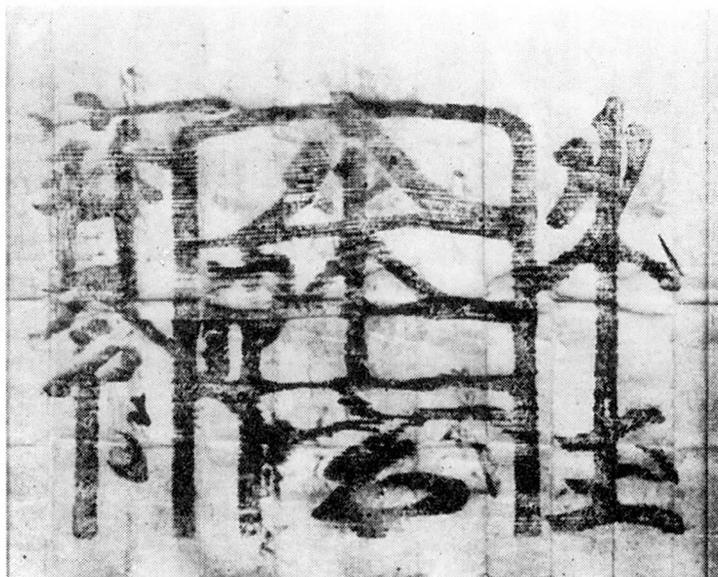


図5（天正2年）10月28日徳川家康起請文  
（奥平文書。『大分県史料』9より）



図6 大永8年6月12日山吉政久起請文  
（『国史大辞典』5. 別刷図版より。米沢市立上杉博物館現蔵）